

令和4年度社会福祉法人・施設 監査結果概要

法人運営(主な文書指摘項目)

- ・評議員会の招集手続が不適切
例) 評議員会の招集事項(日時、場所及び議題等)を理事会で決議していない
- ・評議員会及び理事会の議事録の記録及び保存が不適切
例) 決議を省略した場合に議事録が作成されていない
- ・監事の選任・解任手続が不適切
例) 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない
- ・理事長及び業務執行理事の理事会への報告が不十分
例) 法令又は定款に定めるところにより、理事長(及び業務執行理事)の職務執行状況について理事会に報告されていない

施設運営・処遇・経理(主な文書指摘項目)

児童福祉施設(保育園等) / 児童養護施設

- ・処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表への対象外職員の記入
- ・誤った時間外保育利用料の徴収

障害者支援施設・障害児入所施設等

- ・計算書類が不適切
例) 貸借対照表と資金収支計算書の不整合
- ・医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定が不適切

老人福祉施設(養護・特養・軽費)

- 文書指摘事項なし
(以下、主な口頭指摘項目)
- ・汚物処理室の無施錠
 - ・身体的拘束等の適正化のための研修における実施内容の不足

主な文書指摘項目の対応策について

(児童福祉施設（保育園等）)

1 処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表への対象外職員の記入

処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表については、適用対象者を正しく記入すること。

→ 対象外の職員を記入している又は対象の職員を記入していない事例を多数確認しました。

対象の職員（記入する必要がある職員）は、

- ① 職種にかかわらず
- ② 当該年度の4月1日現在において、当該施設・事業所に勤務する
- ③ 全ての常勤職員（※）。

※ 非常勤職員のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。

※ 労働者派遣法に基づく派遣職員についても、上記①～③の全ての要件に該当する者については掲載すること。

2 誤った時間外保育利用料の徴収

保育標準時間認定の児童から、園が設定している標準的な開園時間内の利用について、時間外保育利用料を徴収しないこと。

→ 保育標準時間認定の児童について、園が設定している標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって時間外保育利用料を徴収している事例を多数確認しました。

保育施設の運営経費は国の基準により児童の認定時間（保育短時間（8時間）又は保育標準時間（11時間））から算定され、委託費（認定こども園にあっては施設型給付費の法定代理受領。以下、「給付費等」という。）として支払われることから、当該給付費等に含まれる部分については、保護者から費用徴収することはできません（※）。

※ 誤って給付費等に含まれる部分の費用徴収を行った場合は、速やかに対象者に返金すること。

主な文書指摘項目の対応策について

(障害者支援施設・障害児入所施設等)

1 計算書類が不適切

- (1) 貸借対照表の流動資産と流動負債の差額が、資金収支計算書の当期末支払資金残高と一致していない。
→原因を確認し、修正するよう指導しました。
- (2) 貸借対照表の計算書類に対する注記について、「合併・事業譲渡・譲受の概要」が記載されていない。
→「合併・事業譲渡・譲受の概要」を記載するよう指導しました。

2 医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定が不適切

- (1) 医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて全く看護職員を配置していないにも関わらず、医療的ケア区分での基本報酬を算定している。
→ 医療的ケア児へのサービス提供時間帯を通じて全く看護職員を配置していなかった日については、医療的ケア区分に応じた基本報酬は算定できません。
- (2) 配置看護職員数の1か月間の延べ人数が必要看護職員合計数未満となった月について、基本報酬が適切に算定されていなかった。
→ 医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に当たっては、厚労省からの事務連絡（※備考）に示されている報酬の算定方法のとおり行ってください。

※備考

令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の取扱い等について（Vol.2）（令和3年5月19日事務連絡）

主な口頭指摘項目の対応策について

(老人福祉施設（養護・特養・軽費）)

1 汚物処理室の無施錠

汚物処理室を施錠していない。

- 入所者が洗剤等を誤飲する事故が多く起きています。汚物処理室を使用していない時は、必ず常時施錠してください。

2 身体的拘束等の適正化のための研修における実施内容の不足

虐待防止のための研修の実施をもって、身体的拘束等の適正化のための研修を実施したこととしている。

- 虐待防止と身体的拘束の適正化は似て非なるものです。虐待防止のための研修と身体的拘束等の適正化のための研修を一体的に行うことは認められますが、その際には、それぞれの内容を含めていただき、実施したことが分かるよう記録してください。

【参考】

○ 身体的拘束について

「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件をみたし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

- ・ 利用者本人またはほかの利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。（切迫性）
- ・ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。（非代替性）
- ・ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。（一時性）

令和4年度社会福祉法人等指導監査の結果について

1 監査の目的

社会福祉法人等が関係法令、通知等を遵守し、入所者又は利用者等に対する適切な処遇並びに適正な法人運営及び施設運営を行っているか否かについて個別的に明らかにするとともに、本市が積極的に助言又は指導を行うことにより、円滑な運営の確保を図る。

2 監査対象施設の選定

- (1) 厚生労働省への指導監査実績報告の対象となる施設
- (2) 本市において指導監査が必要と判断するもの

3 監査の方法

- (1) 実地監査
法人事務所又は施設において監査を実施する。
- (2) 書面監査
事前提出資料等の点検及び確認をする。
- (3) その他
必要に応じて特別監査等を実施する。

4 実施状況

	実地監査	書面監査	合計
社会福祉法人	1 0 5	－	1 0 5
児童福祉施設 (障害児入所施設等を除く。)	3 3 3	7 6	4 0 9
障害者支援施設	8	－	8
障害児入所施設等	1 3	－	1 3
老人福祉施設	4 1	－	4 1
施設合計	3 9 5	7 6	4 7 1

社会福祉法人の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和4年度		令和3年度	
	監査実施数	105	監査実施数	77
	指摘法人数	指摘率 (%)	指摘法人数	指摘率 (%)
1 定款について				
① 必要な事項の不記載又は事実と異なる記載	0	0.0	0	0.0
② 定款変更の手続が不適切	3	3.9	1	1.3
③ 定款の備置き・公表が不適切又は未実施	2	2.6	0	0.0
2 内部管理体制について				
① 内部管理体制が未整備	0	0.0	1	1.3
3 評議員・評議員会の状況				
① 評議員の選任手続が不適切	2	2.6	1	1.3
② 評議員の構成が不適切	1	1.3	0	0.0
③ 評議員会で特定の評議員が欠席	1	1.3	1	1.3
④ 評議員の欠員補充の遅延	1	1.3	1	1.3
⑤ 評議員会の招集手続が不適切	8	10.4	13	16.9
⑥ 評議員会の開催時期が不適切	1	1.3	0	0.0
⑦ 評議員会の開催要件の不備	0	0.0	0	0.0
⑧ 評議員会の要議決事項に係る審議が未実施	0	0.0	0	0.0
⑨ 評議員会の議決が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 決議・報告の省略の手続が不適切	0	0.0	2	2.6
⑪ 評議員会の議事録の記録及び保存が不適切	8	10.4	9	11.7
4 理事の状況				
① 理事の欠員補充の遅延	0	0.0	0	0.0
② 理事の選任・解任手続が不適切	0	0.0	2	2.6
③ 理事の構成が不適切	0	0.0	1	1.3
④ 理事会で特定の理事が欠席	1	1.3	0	0.0
⑤ 理事長・業務執行理事の選任手続が不適切	2	2.6	2	2.6
5 監事の状況				
① 監事の欠員補充の遅延	0	0.0	0	0.0
② 監事の選任・解任手続が不適切	4	5.2	4	5.2
③ 監事の構成が不適切	0	0.0	0	0.0
④ 監査報告書の作成及び保存が不適切	2	2.6	0	0.0
⑤ 監査報告の内容通知の遅延	0	0.0	0	0.0
⑥ 理事会への出席義務の不履行	1	1.3	2	2.6
6 理事会の状況				
① 理事会の招集手続が不適切	2	2.6	0	0.0
② 理事会の要議決事項に係る審議が未実施	2	2.6	3	3.9
③ 理事会の議決が不適切	2	2.6	5	6.5
④ 理事会の決議・報告の省略の手続きが不適切	1	1.3	5	6.5
⑤ 理事への権限委任に関する規程の不備	0	0.0	0	0.0
⑥ 理事長及び業務執行理事の理事会への報告が不十分	6	7.8	2	2.6
⑦ 理事会の議事録の記録及び保存が不適切	8	10.4	10	13.0
7 会計監査人の状況				
① 会計監査人の未設置	0	0.0	0	0.0
② 会計監査人の欠員補充の遅延	0	0.0	0	0.0
③ 会計監査人の選任手続が不適切	0	0.0	0	0.0
④ 監査報告書の作成及び保存が不適切	0	0.0	0	0.0

指 摘 事 項	指摘法人数	指摘率 (%)	指摘法人数	指摘率 (%)
8 評議員・理事・監事及び会計監査人の報酬				
① 評議員の報酬等の額の定款への未記載	0	0.0	0	0.0
② 役員の報酬等の額の決定が不適切	2	2.6	5	6.5
③ 会計監査人の報酬等の額の決定が不適切	0	0.0	0	0.0
④ 役員及び評議員の報酬等支給基準の決定が不適切	1	1.3	5	6.5
⑤ 役員及び評議員の報酬等の不適正な支給	3	3.9	2	2.6
⑥ 役員及び評議員の報酬等の総額の未公表	0	0.0	0	0.0
9 事業				
① 実施する事業と定款が不一致	0	0.0	4	5.2
② 全事業に占める社会福祉事業の規模の割合が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 社会福祉事業収入の不適切な支出	0	0.0	0	0.0
④ 社会福祉事業に必要な資産の不足	0	0.0	0	0.0
⑤ 公益事業の不適切な実施	0	0.0	0	0.0
⑥ 収益事業の不適切な実施	0	0.0	0	0.0
10 人事管理の状況				
① 施設長等職員の任免が不適切	1	1.3	0	0.0
11 資産管理の状況				
① 基本財産の管理が不十分	1	1.3	1	1.3
② 基本財産以外の資産の管理が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 株式の不適切な保有	0	0.0	0	0.0
④ 賃貸借契約書の不備	0	0.0	0	0.0
⑤ 借地等に係る利用権の未設定又は未登記	3	3.9	0	0.0
12 会計管理の状況				
① 収支予算の編成、執行が不適切	5	6.5	3	3.9
② 経理規程が未整備又は内容が不適切	1	1.3	0	0.0
③ 経理規程や細則に従わない不適切な事務処理	6	7.8	3	3.9
④ 経理規程に従わない契約の手続	0	0.0	0	0.0
⑤ 管理運用体制が未整備	3	3.9	0	0.0
⑥ 会計処理が不適切	6	7.8	10	13.0
⑦ 会計帳簿の整備及び保存が不適切	2	2.6	1	1.3
⑧ 決算の承認又は報告手続が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 計算関係書類等が不適切	13	16.9	25	32.5
⑩ 理事会決議によらない不適正な借入	1	1.3	0	0.0
13 その他				
① 法人の関係者への不適切な利益供与	0	0.0	0	0.0
② 社会福祉充実計画に沿った事業の未実施	1	1.3	0	0.0
③ 法令に定める事項のインターネットでの公表が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 登記が必要な事項が未登記又は遅延	3	3.9	0	0.0
⑤ 契約・入札等が不適切	2	2.6	1	1.3

児童福祉施設(保育所・認定こども園)の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和4年度		令和3年度	
	(監査実施数 267)		(監査実施数 268)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
第1 施設運営				
1 施設運営の基本方針	0	0.0	1	0.4
2 職員の状況	44	16.5	91	34.0
3 就業規則の整備状況	0	0.0	0	0.0
4 給与等の状況	4	1.5	5	1.9
5 職員の健康管理	0	0.0	0	0.0
6 建物・設備等の管理	0	0.0	0	0.0
7 災害対策の状況	4	1.5	4	1.5
8 保育の状況(業務水準)	0	0.0	0	0.0
9 保育の状況(保育指針)	1	0.4	1	0.4
10 給食の状況	0	0.0	0	0.0
11 調理室の状況	0	0.0	0	0.0
第2 財務管理	141	52.8	175	65.3
第3 その他	0	0.0	8	3.0

児童福祉施設(児童養護施設・母子生活支援施設・乳児院・児童心理治療施設)の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和4年度		令和3年度	
	(監査実施数 13)		(監査実施数 13)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
第1 施設運営				
1 施設運営の基本方針	0	0.0	0	0.0
2 職員の状況	0	0.0	0	0.0
3 就業規則の整備状況	0	0.0	0	0.0
4 給与等の状況	0	0.0	0	0.0
5 職員の健康管理	0	0.0	0	0.0
6 建物・設備等の管理	0	0.0	0	0.0
7 災害対策の状況	0	0.0	0	0.0
第2 入所者処遇				
1 児童等の処遇計画	0	0.0	0	0.0
2 個別処遇の状況	0	0.0	0	0.0
3 処遇記録の状況	0	0.0	0	0.0
4 処遇の実践状況	0	0.0	0	0.0
5 対外的対応の状況	0	0.0	0	0.0
6 退所後の指導	0	0.0	0	0.0
7 入所者預り金等の状況	0	0.0	0	0.0
8 給食の状況	0	0.0	0	0.0
第3 財務管理	1	7.7	0	0.0
第4 その他	0	0.0	0	0.0

児童福祉施設(児童館)の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和4年度	
	(監査実施数 129)	
	指摘施設数	指摘率 (%)
1 建物及び設備等の管理	0	0.0
2 施設運営の基本方針	0	0.0
3 災害対策の状況	30	23.3
4 職員の状況	0	0.0
5 施設運営	0	0.0
6 安全管理	0	0.0
7 活動内容	0	0.0
8 労務管理	0	0.0
9 財務管理	0	0.0
10 その他	0	0.0

障害者支援施設の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和4年度		令和3年度	
	(監査実施数 8)		(監査実施数 9)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
(適切な利用者処遇の確保)				
1 利用者支援の充実				
① 支援計画が不適切	0	0.0	0	0.0
② 食事の提供が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 入浴の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 排泄及びおむつ交換が不適切等	0	0.0	0	0.0
⑤ 衛生的な被服及び寝具の提供が不十分	0	0.0	0	0.0
⑥ 医学的管理が不適切	0	0.0	1	11.1
⑦ レクリエーションの実施等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ 家族との連携が不十分等	0	0.0	0	0.0
⑨ 苦情解決への対応が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 実施機関との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
⑪ 施設等固有の利用(入所)者支援(処遇)が不適切	0	0.0	0	0.0
2 利用者の生活環境等の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
3 自立、自活等への支援援助が不十分				
① 生活介護・就労移行支援における工賃の支払い	0	0.0	0	0.0
② 生活介護・就労移行支援における作業時間・量等の適切な措置	0	0.0	0	0.0
③ 就労移行支援における実習の受入先の確保	0	0.0	0	0.0
④ 就労移行支援における求人の開拓	0	0.0	0	0.0
⑤ 就労移行支援における就職後の職業生活における相談等の支援	0	0.0	0	0.0
4 その他	0	0.0	0	0.0
(適切な利用者処遇の確保)社会福祉施設運営の適正実施の確保)				
1 利用者支援の充実施設の運営管理体制の確立				
① 利用定員、居室定員の遵守が不十分	0	0.0	0	0.0
② 運営規程等当該規程が未整備又は運用が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 施設運営に必要な帳簿が未整備	0	0.0	0	0.0
④ 職員配置基準に基づく職員確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 施設職員の専任従事が不適切	0	0.0	0	0.0
⑥ 施設長の資格要件等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ 育児休業、産休等代替職員の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑧ 施設設備の整備、維持管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 運営費の弾力運用が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 施設設備の地域開放及び地域との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実				
① 労働時間の短縮等労働条件の改善が不十分	0	0.0	0	0.0
② 業務体制の確立及び業務省力化への対応が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 職員研修等資質向上対策の推進が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 職員の確保及び定着化への取組みが不十分	0	0.0	0	0.0
3 防災対策への取組みが不十分	0	0.0	0	0.0
4 その他				
① 財務管理が不十分	1	12.5	0	0.0
② 高額な契約における手続きが不適切	0	0.0	0	0.0
③ 経理支出の処理が不適正	0	0.0	1	11.1
② 利用者等の秘密保持に係る措置が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 利用者負担額の利用者への通知の未実施	0	0.0	0	0.0

障害児入所施設等の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和4年度		令和3年度	
	(監査実施数 13)		(監査実施数 13)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
(適切な利用者処遇の確保)				
1 利用者支援の充実				
① 支援計画が不適切	0	0.0	4	30.8
② 食事の提供が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 入浴の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 排泄及びおむつ交換が不適切等	0	0.0	0	0.0
⑤ 衛生的な被服及び寝具の提供が不十分	0	0.0	0	0.0
⑥ 医学的管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ レクリエーションの実施等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ 家族との連携が不十分等	0	0.0	0	0.0
⑨ 苦情解決への対応が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 実施機関との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
⑪ 施設等固有の利用(入所)者支援(処遇)が不適切	0	0.0	0	0.0
2 利用者の生活環境等の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
3 自立、自活等への支援援助が不十分				
① 生活介護・就労移行支援における工賃の支払い	0	0.0	0	0.0
② 生活介護・就労移行支援における作業時間・量等の適切な措置	0	0.0	0	0.0
③ 就労移行支援における実習の受入先の確保	0	0.0	0	0.0
④ 就労移行支援における求人の開拓	0	0.0	0	0.0
⑤ 就労移行支援における就職後の職業生活における相談等の支援	0	0.0	0	0.0
4 その他				
(社会福祉施設運営の適正実施の確保)				
1 利用者支援の充実施設の運営管理体制の確立				
① 利用定員、居室定員の遵守が不十分	0	0.0	0	0.0
② 運営規程等当該規程が未整備又は運用が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 施設運営に必要な帳簿が未整備	0	0.0	0	0.0
④ 職員配置基準に基づく職員確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 施設職員の専任従事が不適切	0	0.0	0	0.0
⑥ 施設長の資格要件等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ 育児休業、産休等代替職員の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑧ 施設設備の整備、維持管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 運営費の弾力運用が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 施設設備の地域開放及び地域との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実				
① 労働時間の短縮等労働条件の改善が不十分	0	0.0	0	0.0
② 業務体制の確立及び業務省力化への対応が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 職員研修等資質向上対策の推進が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 職員の確保及び定着化への取組みが不十分	0	0.0	0	0.0
3 防災対策への取組みが不十分	0	0.0	0	0.0
4 その他				
① 計算書類(貸借対照表等)が不適切	2	15.4	0	0.0
② 高額な契約における手続きが不適切	0	0.0	0	0.0
③ 経理支出の処理が不適正	0	0.0	0	0.0
④ 利用者等の秘密保持に係る措置が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 利用者負担額の利用者への通知の未実施	0	0.0	0	0.0
⑥ 給付費請求業務が不適切	3	23.1	3	23.1

老人福祉施設の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和4年度		令和3年度	
	(監査実施数 41)		(監査実施数 119)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
(入所に関する透明性及び公平性の確保)				
① 入所選考に係る規程の不備	0	0.0	0	0.0
② 入所選考に係る手続きが不適切	0	0.0	0	0.0
(適切な入所者処遇の確保)				
① 入所者の尊厳の保持、身体拘束に関する手続きが不適切	0	0.0	0	0.0
1 入所者処遇の充実				
① 処遇計画が不適切	0	0.0	0	0.0
② 機能訓練が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 給食の提供が不適切	0	0.0	0	0.0
④ 入浴の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 排泄及びおむつ交換が不適切等	0	0.0	0	0.0
⑥ 衛生的な被服及び寝具の提供が不十分	0	0.0	0	0.0
⑦ 医学的管理が不適切	0	0.0	1	0.8
⑧ レクリエーションの実施等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 家族との連携が不十分等	0	0.0	0	0.0
⑩ 苦情解決への対応が不適切	0	0.0	0	0.0
⑪ 実施機関との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
⑫ 入所者の負担による職員以外の者による介護の実施	0	0.0	0	0.0
⑬ 行政機関等に対する必要な手続きの代行が不適切	0	0.0	0	0.0
⑭ 入所者が3箇月以内の退院が見込まれる入院の際の便宜供与が不適切	0	0.0	0	0.0
⑮ その他	0	0.0	0	0.0
2 入所者の生活環境の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
3 自立、自活等への援助が不十分	0	0.0	0	0.0
(社会福祉施設の運営の適正実施の確保)				
1 施設の運営管理体制の確立				
① 入所定員、居室定員の遵守が不適切	0	0.0	0	0.0
② 管理規程等当該規程が未整備又は運用が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 施設運営に必要な帳簿が未整備	0	0.0	0	0.0
④ 職員配置基準の基づく職員確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 施設職員の専任従事が不適切	0	0.0	0	0.0
⑥ 施設長の資格要件、管理運営等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ 生活相談員の資格要件が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ 特別養護老人ホームにおいて、機能訓練指導員の資格要件が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 育児休業、産休等代替職員の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑩ 施設設備の整備、維持管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑪ 運営費の弾力運用が不適切(養護老人ホームのみ)	0	0.0	0	0.0
⑫ 高額繰越金等を有する施設での入所者処遇等への配慮が不十分(養護老人ホームのみ)	0	0.0	0	0.0
⑬ その他	0	0.0	0	0.0
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実				
① 労働時間の短縮等労働条件の改善が不十分	0	0.0	0	0.0
② 業務体制の確立及び業務省力化への対応が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 職員研修等資質向上対策の推進が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 職員の確保及び定着化への取組が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ その他	0	0.0	0	0.0
3 防災対策への取組が不十分	0	0.0	1	0.8
4 入所者等に関する秘密保持対策が不十分	0	0.0	0	0.0
5 事故発生時の対応が不適切	0	0.0	0	0.0
6 その他				
① 財務・財務管理が不適切	0	0.0	0	0.0
② 預り金の保管状況又は支出管理が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 利用者負担	0	0.0	0	0.0

指導監査における文書指摘がない法人数、施設数

	令和4年度			令和3年度		
	監査実施数	文書指摘がない法人数	構成比(%)	監査実施数	文書指摘がない法人数	構成比(%)
社会福祉法人	105	61	58.1	77	28	36.4

	令和4年度			令和3年度		
	監査実施数	文書指摘がない施設数	構成比(%)	監査実施数	文書指摘がない施設数	構成比(%)
社会福祉施設等	356	194	54.5	437	259	59.3
児童福祉施設	294	137	46.6	295	127	43.1
民間保育園等	267	111	41.6	268	100	37.3
公営保育所	14	14	100.0	14	14	100.0
児童養護施設	13	12	92.3	13	13	100.0
障害福祉施設	21	16	76.2	22	14	63.6
障害者支援施設等	8	7	87.5	9	7	77.8
障害児入所施設等	13	9	69.2	13	7	53.8
老人福祉施設	41	41	100.0	119	117	98.3
更生施設				1	1	100.0
幼稚園型認定こども園	7	3	42.9	5	1	20.0
新制度幼稚園	1	1	100.0	4	1	25.0
認可外保育施設	128	65	50.8	122	52	42.6
施設合計	492	263	53.5	568	313	55.1

※老人福祉施設については、介護保険法における文書指摘は、本件の対象外とする。

※障害福祉施設については、障害者総合支援法における文書指摘は、本件の対象外とする。